

障がい者の移動に関する市単独助成制度について

■現行制度

- 伊賀市重度障がい児(者)自動車燃料費助成事業
- 伊賀市重度障がい児(者)タクシー等利用料金助成事業

(目 的)

重度の障がいのある人が社会活動に参加するため、自動車燃料券またはタクシー等乗車券のどちらかを交付する(通所費助成事業との併給禁止)

(対象者)

身体障害者手帳1級または2級の人

療育手帳A1またはA2の人

精神障害者保健福祉手帳1級の人

(助成額)

自動車燃料券 600円×12枚(7,200 円分)

タクシー等乗車券 300円×24枚(7,200 円分)

原動機付自転車燃料券 300円×12枚(3,600 円分)

- 伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成事業

(目 的)

障がい児(者)またはその保護者が訓練等を受けるための施設等に通所費用の一部助成

■平成 31 年度から追加制度

- 伊賀市重度障がい児(者)伊賀鉄道利用料金助成事業

(目 的)

重度の障がいのある人が社会活動に参加するため、自動車燃料券またはタクシー等乗車券または伊賀鉄道乗車券のいずれかを交付する(通所費助成事業との併給禁止)

(対象者)

身体障害者手帳1級または2級の人

療育手帳A1またはA2の人

精神障害者保健福祉手帳1級の人

(助成額)

伊賀鉄道乗車券 100円×72枚(7,200 円分)※普通乗車券のみ対象

【平成 29 年度実績 参考】

(対象者数) H30.3.31 現在 2, 1 8 4 人

(交付実績)

タクシー券 2 4 5 人

燃料券 9 2 4 人

原動機付自動車燃料券 3 人

合 計 1, 1 7 2 人

(決算額) 7, 3 7 0, 7 0 0 円 (使用率 87.5%)